

# **大任町教職員の働き方改革取組指針**

**令和7年10月  
大任町教育委員会**

# 1 指針について

## (1) 本指針の位置付け

本指針は、教職員の働き方改革取組指針（令和3年3月改定 福岡県教育委員会）に基づき、大任町教育委員会及び大任町立学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性・目標・取組の具体策等を示したものです。

※ 本指針の対象は、常勤の教職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭等。以下「教職員」という。）とします。

## (2) 本指針の趣旨・目的

社会の変化に伴い、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割の質の変化や量の拡大により教職員の負担が増大しており、教職員の長時間勤務の改善が喫緊の課題となってきました。

学校における働き方改革には、教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で専門性を生かしながら授業改善の時間や児童・生徒に接する時間を十分確保することが、より求められています。

また、教職員が本町の学校教育の蓄積と向かい合っ自らの授業を磨き、生活の質や教職人生を豊かにすることで、自身の人間性や創造性を高める努力を積み重ね、児童・生徒に対して効果的な教育を持続的かつ確実にを行うことができる状況の構築が必要です。

本指針では、学校における働き方改革にあたり「ワーク・ライフ・バランスのとれた生活」を実現し、教職員が心身ともに健康でやりがいを持って働き、「子どもと向き合う時間」を十分に確保することで、学校教育の質を維持・向上させることを目的に本指針を策定し、「教職員の働き方改革」のより一層の推進に努めます。

### 《働き方改革の目的》

教職員の働き方改革は、教職員の業務を見直し、時間外在校等時間を改善し、限られた時間の中で専門性を生かし、次のことを実現することを目的とする。

- (1) 教職員の「ワーク・ライフ・バランスの取れた生活」を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること
- (2) 教職員が「子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること

### (3) 大任町教育委員会及び学校の責務

#### ア 大任町教育委員会の責務

大任町教育委員会は、町立学校の教職員の服務監督権者として、本指針を踏まえ、町内の教職員の働き方改革に取り組みます。

#### イ 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本指針の趣旨を理解し、指針に基づき具体的な取組を実施します。そのためには、特に校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属職員に対して指針の趣旨等を理解させ、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、教職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方改革を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組を実施します。

#### 《働き方改革のポイント》

##### ◎ 目標の明確化

働き方改革を進めることは「子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育全体の質を高めることにつながる」という意識を全教職員が持つこと。

##### ◎ 意識改革の重要性

働き方改革を進めるために必要なことは、無制限・無定量の勤務を是としないこと、教職員一人一人が組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと、また、タイムマネジメントの意識を持つことが重要。

##### ◎ 業務の見直し

働き方改革を進めるには、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことが必要。

「福岡県教職員の働き方改革取組指針」より

## 2 目 標

### (1) 数値目標の設定について

大任町では、教職員の働き方改革の実現のため、時間外在校等時間の改善に取り組み、以下の目標を達成します。

学校の管理職は、所属職員の勤務の状況を把握するとともに業務改善を進め、所属職員の時間外在校等時間の改善に努めます。

#### 《目 標》

#### 大任町立学校管理規則（教育職員の業務量の適切な管理等）第26条の2 参照

##### 1 上限時間の原則

(1) 1か月につき 45時間

(2) 1年につき 360時間

##### 2 児童生徒等に係る一時的又は突発的に時間外在校等時間がある場合の上限時間

(1) 1か月につき 100時間未満

(2) 1年につき 720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月あたりの平均時間につき 80時間

(4) 1年のうち1か月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数につき 6か月

## 3 具体的な取組について

次の4つの観点で、取り組みを進めます。

#### 《4つの観点》

(1) 教職員の意識改革

(2) 業務改善の推進

(3) 部活動の負担軽減

(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

## (1) 教職員の意識改革

取組項目	取組内容
勤務時間の適正な把握	<p>○パソコン等による勤務管理システムにより、勤務時間を客観的に把握します。</p> <p>○自己の勤務状況を把握することで、勤務時間を意識した働き方を推進します。</p> <p>○学校の管理職と大任町教育委員会で情報共有し、業務改善等の諸施策を講じます。</p>
定時退校日の設定	○学校の実情に応じて、月に2回の定時退校日を設定します。
学校閉庁時刻の設定	<p>○学校の実情に応じて、学校閉庁時刻を設定します。</p> <p>※小学校（前期課程）19時 中学校（後期課程）20時</p>
学校閉庁日の設定	<p>○学校閉庁日を設定します。</p> <p>※8月13日～8月15日（ただし、この期間に土曜日、日曜日が含まれる場合にも新たな閉庁日は設けない）</p>
管理職の意識改革	<p>○管理職に対して長時間勤務の改善について校長会などを通して、指導し、校長の長時間勤務の改善に係る取組を適正に評価します。</p> <p>○町教育委員会は必要に応じて、超過勤務時間について聞き取り・指導等を実施します。</p>
保護者・地域住民の理解・啓発	○働き方改革の取組等について、ホームページや保護者向け文書の配布等により周知し理解を求めます。（学校閉庁日や勤務時間外の電話対応について 等）

## (2) 業務改善の推進

取組項目	取組内容
業務改善の推進	○学校においては、会議や学校行事、校務分掌の見直し等の業務改善を実施します。
学校のICT化	○校務支援システムを運用していくことで、業務の標準化を進めていき、教職員全体の負担軽減を図ります。

調査の削減	○町教育委員会は、学校に対する調査等の見直しを継続的に実施します。
研修事業の見直し	○研修の体系化を進め、教職員の負担軽減という観点も含め、研修の見直しを実施します。
勤務時間外の電話対応等の負担軽減	○学校の留守番電話（音声アナウンス）を活用し、勤務時間外の電話対応等の負担を軽減します。

### （３）部活動の負担軽減

取組項目	取組内容
部活動休養日の設定	○休養日を週当たり2日以上設けます。（平日1日、土日のどちらかを1日）
部活動指導員の配置	○部活動指導員を配置し、生徒にとってより専門的な技能の習得を可能にするとともに、教職員の負担軽減に繋がります。
部活動地域移行の推進	○地域と連携して、部活動の地域移行を進め、教職員の負担軽減に繋がります。

### （４）教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

取組項目	取組内容
専門スタッフの活用	○教職員以外の心理や福祉等の専門家（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校図書司書 等）を学校に配置します。
コミュニティ・スクールの推進	○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入推進と運営の充実について支援します。 ※コミュニティ・スクールの導入により、地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために学校と地域住民等が力を合わせて取り組む学校の運営を目指します。
地域と連携した登下校時の安全対策の推進	○地域と連携して、通学路における安全確保、安全対策を推進します。

